Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 170 2017年01月23日

中国商標: 外国籍原告による行政不服訴訟の勝率 20%

北京 IP 裁判所は 2014 年 11 月に開設されたが、外国の商標権者が中国において権利行使するために有効な裁判所であることが証明された。行政不服訴訟に関するデータによれば、外国の出願人は近年、国家工商行政管理総局(SAIC)商標局が下した拒絶の決定を以前より覆すことができるようになった。

商標局が出願を拒絶し、出願に対する異議申立を認め、商標登録を無効又は取消す決定をした場合、商標の出願人又は権利者は商標局の決定に対して商標評審委員会(TRAB)に再審を請求することができる。更に、TRAB の決定に不服な場合は、民事裁判所に訴訟を提起できる。以前は、このような事件は北京第一中級人民法院に提訴し、北京高等人民法院及び最高人民法院に上訴することができた。

しかしながら、2014 年 11 月以降、TRAB の決定に対する訴えは北京 IP 裁判所が扱うようになった。

IPHouse（知財関連訴訟のデータベース）によれば、2011 年から 2015 年の間に TRAB の決定に対する訴訟が 13,688 件あり、その内、12,642 件に決定が下されたが、TRAB の決定が覆されたのは 2,254 件（17.83%）であった。2012 年を除いて、年々訴訟件数と逆転する件数が増加している。特に 2015 年は北京 IP 裁判所が決定を下した最初の年であるが、4,108 件の訴訟うち 466 件（18.65%）は決定が逆転している。

かかる5年間ではTRABによる異議申立の決定に対する訴訟が最も多く45.34%であり、拒絶に対する訴訟が34.1%、無効訴訟が15.75%であった。面白いことにTRABの決定を覆した事件のほとんど半分の原告は外国、香港、マカオ又は台湾籍であった。更に、TRABの決定の逆転に関して中国籍よりも非居住者の勝率がやや高かった。2011年から2015年の間で、非居住者の原告の逆転率は19.72%であった。

以上の数値は、中国の商標制度が中国企業に有利というこれまでの見方を変えさせるもので、外国の商標所有者が権利行使するのに有効な制度となっていることを示す証拠となるものである。

（出典：World Trademark Review）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。